

令和8年度

いじめ防止基本方針



さいたま市立八王子中学校

令和8年度 さいたま市立八王子中学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立八王子中学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、大志を抱き、ひとみ輝いた学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 生徒一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 3 いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、「学校いじめ対策委員会」に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 4 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となり、組織的に対応する。
- 5 いじめを受けた生徒を絶対に守り抜く。徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 6 いじめを行った生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、よく話を聴きながら、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するため、心理・福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うとともに、保護者との連携も図る。
- 8 「全職員が全生徒の担任」の姿勢で、いじめの問題に取り組む。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、PTA会長、学校運営協議会委員
※必要に応じて、構成員以外（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催
 - ア 定例会（年3回開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて週1回開催）
 - ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容

「いじめ対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 生徒いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会本部役員(7)、各委員会委員長(7)、学級委員(22)
計36名
- (3) 開催：年2回（いじめ撲滅強化月間6月、11月）
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

エ 八王子中学校「いじめ撲滅宣言」を周知すると共に、宣言に基づきいじめに関する三つの立場から、具体的ないじめ防止活動を行う。

具体的には、以下の八王子中学校「いじめ撲滅宣言」に掲載する。



さいたま市立八王子中学校

「いじめ撲滅宣言」

この宣言を読み、自分の心と向き合って、
お互いを認め合い尊重しながら学校生活を送りましょう。

いじめの定義

生徒が、他者から心理的・物理的な影響を与えられ、

心身の苦痛を感じているもの（インターネットなどを含む）。

【いじめを行った人へ】

あなたがいじめを受けた時のことを考えてください。あなたはどう思いますか。

そのようなことをしているあなたは相手にどのように思われているのでしょうか。

相手の気持ちが分からない、自分のことしか考えられない人と思われているのでしょうか。

もういじめをやめましょう。

【いじめを見ている人へ】

「自分はいじめに関わっていない」と思っているも、

いじめを受けた人にとっては、いじめを行った人と同じです。

勇気を出していじめを止めましょう。

もしそれができないなら、周りの友だち、先生に相談しましょう。

【いじめを受けた人へ】

あなたは今、心が苦しくなっていませんか。

あなたの周りに必ず仲間はいます。

みんなで協力して解決していきましょう。

「宣言」

私たちは一人ひとりが日頃から
他人の価値観について考え、
いじめのない八王子中学校を築くことを宣言します。



V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月、11月)に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」(6月、11月開催)の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガン作り
 - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA広報紙による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月、11月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童(生徒)が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童(生徒)一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

(4) 「わかちあいの時間」を通して

- 生徒のコミュニケーション能力の育成、安心して自己開示できる学級の雰囲気づくりを目的として、毎週末に「わかちあいの時間」を設ける。
- 「今週の MVP」「ありがとうと伝えたい人」など、学級の中で褒め合えるような、あたたかいテーマを設定し、3～4人グループで話し合う。
- 代表して何名かが、グループでどのような話があったのかを発表する。
- 発表を聞いてさらにお互いを認め合うことで、あたたかな人間関係を醸成する。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめを受けていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンや携帯電話、タブレット端末等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施 年1回

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

- 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施（3年生：11月、12月）

7 その他

- 人権教育の推進（人権作文・人権標語全生徒実施等）
- 読書活動・体験活動（生徒会ボランティア・認知症サポーター養成講座等）の充実
- 「さいたま市子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」の実施

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 早期発見のポイント
 - ・生徒のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中： 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食： 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な量の盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 部活動： 部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (6) 登下校指導： 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施： 4月初旬・8月末・1月初旬
- (2) アンケート結果： 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用： アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有し、記録を保存する。

3 毎学期の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 本校独自の簡易アンケートを実施（5月・6月・7月・10月・11月・2月・3月）し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 二者面談の実施

- (1) 「心と生活のアンケート」の実施に合わせて、二者面談を実施している。
- (2) 全生徒を対象に実施している。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：10月
- (2) アンケート結果の活用：学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員懇談会（7月）
- (2) 青少年育成八王子中学校地区会
- (3) 学校運営協議会

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、速やかに、「学校いじめ対策委員会」に情報を報告し、「児童生徒の心のサポート手引きいじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげる。

- **学校**及び学校の**教職員**は、あらゆる教育活動を通して、児童生徒を見守り、アンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講ずることにより、児童生徒の些細な変化を見落とさず、いじめの早期発見に努めるとともに、記録をとり、情報の共有に資する。
- **校長**は、関係職員等を招集し、情報を集約して、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- **教頭**は、関係職員等を招集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図り、組織全体を調整する。関係機関との窓口となる。
- **教務主任**は、情報を集約し、整理共有をする。
- **担任**は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめを行った生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- **学年担当**は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。
- **学年主任**は、担当する学年の生徒の情報収集・整理を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。
- **生徒指導主任**は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- **教育相談主任**は、問題の背景の把握、関係生徒の心のケア、身の安全確保のための指導・助言等を行う。
- **特別支援教育コーディネーター**は、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- **養護教諭**は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- **部活動の顧問**は、部活動内の人間関係が良好に保たれているか等の情報収集を行い、該当学年に情報提供を行う。
- **さわやか相談員**は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、専門的立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。重大事態が発生した場合、市長部局、教育委員会、学校及び学校の教職員は、事実に真摯に向き合い、法や国の基本方針に則り、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく対処を適切に行う。

ア）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を迅速に行う。

ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校及び学校の教職員は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係わる対応」に則り、組織的な対応を行う。
- 3 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 4 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 5 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 6 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 7 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめ防止に対する意識の向上や、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修を、年間を通じて計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

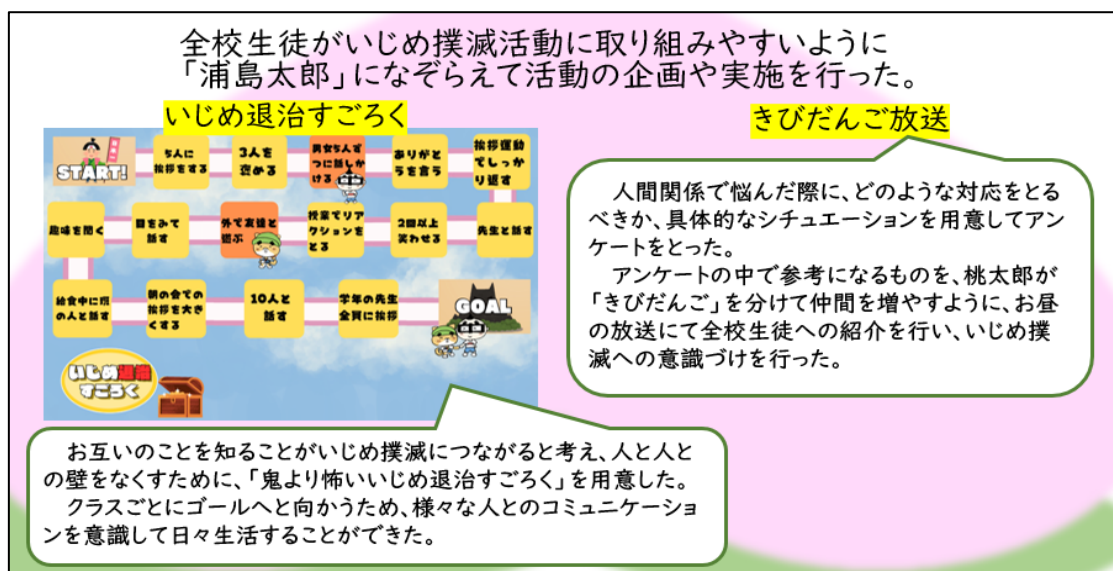
- (1) 「わかる授業」の実践
 - 授業規律の徹底が、安心感のある学校生活につながるよう研修を行う。
 - 授業改善のために公開授業等を通して、教員同士で指導技術の研鑽に努める。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 生徒理解など：外部の専門家を招いての講演会や外部講師を招いての授業 等
- (3) 情報モラル研修
 - インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進：発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように研修を行う。
- (4) 「Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢」にある、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた校内研修を実施する。

X 子どもの意見の反映

1 生徒のいじめ問題についての捉え

令和8年度「ストップいじめ！」スローガン 『No! いじめ ～ smile and kindness ～』

2 生徒の「ストップいじめ！」に向けた取組（「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」発表資料）



- (1) いじめ退治すごろく（令和8年度実施）
- (2) きびだんご放送（令和8年度実施）
- (3) 浦島太郎ビンゴ：いじめを受けている亀を助けるために、学校生活において友人や教員とコミュニケーションをとり、ビンゴを進めていく取組（令和7年度実施）
- (4) 今日の玉手箱ラジオ：全校生徒にアンケートを実施し、「嬉しかったエピソード」を給食時の放送でキャンペーン期間中に毎日紹介する取組（令和7年度実施）

XI PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (2) 生徒いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月とする。
- (3) 校内研修会等の開催時期
 - ・4月：学校いじめ防止基本方針の研修、人権教育に係る研修
 - ・8月：生徒指導・教育相談・人権教育に係る伝達研修・特別支援教育・国際教育
 - ・1月：生徒指導・教育相談に係る研修